

いしかわ幼稚園園則（運営規程、重要事項説明書）

第1章 総則

（目的及び運営の方針）

- 第1条 本園は、学校教育法第22条及び第23条に基づき幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。
- 2 本園は、教育基本法、学校教育法及び子ども・子育て支援法その他の関係法令を遵守して運営する。
- 3 本園は、「からだをつくり ゆめをそだてる」を保育方針とし①健康で夢のある子②身のこなしのさわやかな子③身近な生活を大切にする子を指導の重点としてまいります。

（名称）

第2条 本園は、いしかわ幼稚園という。

（位置）

第3条 本園の位置を、横浜市泉区和泉町7308番地に置く。

（入園資格）

第4条 本園に入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第2章 保育年限、学期及び休業日、保育時間

（保育年限）

第5条 本園の保育年限は1年、2年及び3年とする。

（学期）

第6条 本園では、1年を次の3学期に分ける。

- 第1学期 4月1日から7月31日まで
第2学期 8月1日から12月31日まで
第3学期 1月1日から3月31日まで

（保育の提供日）

第7条 本園の保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。

2 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 夏季休業7月20日から8月31日まで
- (5) 冬季休業12月21日から翌年1月7日まで
- (6) 学年末休業3月20日から3月31日まで
- (7) 学年始休業4月1日から4月8日まで
- (8) 開園記念日 12月7日
- (9) その他園長が必要と認めた日

長期休業日は曜日の関係で前後する場合がある。

(保育時間)

第8条 保育時間は、午前9時00分から午後13時45分までとする。
半日保育は、午前9時00分から午前11時15分までとする

第3章 保育内容、定員

(保育内容)

第9条 本園は、幼稚園教育要領に示された5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現等）のねらいが達成されるように総合的に指導する。

(定員及び学級)

第10条 本園の園児の収容定員は175名とし、5学級とする。

2 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の子ども150名とする。

(職員組織及び職務内容)

第11条 本園の職員組織及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、教諭等の人数については、在籍園児数により変動することがある。

- (1) 園長 1名
園務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (2) 教頭 1名
園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ園児の保育をつかさどる。
- (3) 教諭 11名
園児の保育をつかさどる。
- (4) 事務職員 0名
園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。
- (5) 園医 1名
健康相談、保健指導、健康診断、感染症予防に関する指導助言等を行う。
- (6) 園歯科医 1名
健康相談、保健指導、歯科検診等を行う。
- (7) 園薬剤師 1名
園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、健康相談、保健指導等を行う。

第4章 入園、退園、休園、修了及びほう賞

(入園許可)

第12条 入園は、園長がこれを許可する。

(入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用に当たっての留意事項)

第13条 入園志望者は、所定の申込書に必要な事項を記入し、園長に提出しなければならない。

- 2 本園は、本園の入園資格を満たす者より入園について申し込みがあったときは、次項に掲げる拒む正当な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。
- 3 本園は、次のいずれかに該当するときには、入園を拒むことができる。
 - (1) 利用定員に空きがない場合
 - (2) 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合
 - (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合
- 4 利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、入園者を内定する。

- (1) 兄弟姉妹が在籍している者は、優先して入園させる。
 - (2) 園長の認めた場合は、前号の次に優先して入園させる。
 - (3) その他の者は面接等により選考する。
- 5 入園内定者は、本園の利用開始にあたり、市町村より支給認定を受け、必要な事項を記載した書面を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

(退園、休園)

- 第 14 条 退園又は休園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に願い出るものとする。
- 2 病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれのある者は、退園又は休園させることがある。

(成績の評価)

第 15 条 各学年の課程の修了は、園児の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(修了)

第 16 条 園長は、園児が所定の全課程を修了したと認めたときは、修了証書を授与する。

(ほう賞)

第 17 条 心身の発達が著しく他の模範となる者は、これをほう賞する。

第 5 章 保育料、入園料及び入園検定料等

(保育料、入園料及び入園検定料等)

第 18 条 本園の保育料等は、横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 48 号。以下「市基準条例」という。）により、次のとおりとする。

区 分	費用・徴収理由	金 額
基本負担額 (市基準条例第 13 条第 1 項)	保 育 料	園児が居住する市町村が定める額 (幼児教育・保育の無償化により無償)
教育の質の向上を図る ための特定負担額 (市基準条例第 13 条第 3 項)	特定負担費（年額） （行事・保育環境充実費）	27,600 円 （月額 2,300 円を徴収する）
	入 園 料 （環境維持費及び防犯防災充 実費等） （入園手続時に納付）	2,3,4 年保育 80,000 円 1 年保育 40,000 円
実費徴収 (市基準条例第 13 条第 4 項)	給食費（年額）	29,400 円（月額 2,450 円）
	施設設備費（年額）	36,000 円（月額 3,000 円）
	上記のほか、本園の利用において通常必要とされるものにかかる費用については、実費を徴収する。	
その他の費用	入園受入準備費 （入園手続時に納付）	20,000 円
	入 園 検 定 料	3,000 円

- 2 上記納付金は、所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 納付された入園受入準備費・入園検定料については、入園を辞退した場合でも返還しない。ただし、通園困難な転居等、正当な理由による入園式前に入園取消に限り、入園金

にあたる費用は、返還するものとする。

- 4 給食費については特別な事象がある場合には減免することが出来る。
 - ・アレルギーなどで給食を注文しない場合
 - ・その他、園長が定めた者
- 5 施設設備費（スクールバスの運用に係わる経費を含む）については特別な事象がある場合には減免（年額36,000円）することが出来る。
 - ・徒歩通園などスクールバスを利用しない場合
 - ・兄弟が同時在園の場合下の子を減額とする
 - ・その他、園長の定めた者
- 6 その他の実費徴収予定金額

月刊誌	5,000～5,500 円位
お泊まり保育（年長）	3,000 円位
夏休み帳	400 円位
遠足代	3,000 円位
おわかれ遠足（年長）	2,000 円位

第6章 緊急時の対応等

（緊急時等における対応方法）

- 第19条 本園は、保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の保護者等に連絡をするとともに、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じるものとする。
- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 本園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じるものとする。
 - 4 再発防止のための対策については、必要に応じて保護者に周知するものとする。

（非常災害対策）

第20条 本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎年3回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施するものとする。

（虐待の防止のための措置）

- 第21条 本園は、園児の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
 - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (4) その他虐待の防止のために必要な措置
- 2 前項における虐待等の行為とは、市基準条例第25条に規定する行為をいう。
- 3 本園は、保育の提供中に、本園の職員又は養育者（利用者の家族等子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、区こども家庭支援課・児童相談所等適切な機関に通告するものとする。

第7章 その他運営についての重要事項

(その他)

第22条 苦情対策については園長を中心とし、誠意を持って対応する。

- 2 安全対策・事故防止については学期毎に保育室、園庭の安全点検を行い、事故発生時にはその都度具体的な防止対策を記し、職員間にて共通理解し実施する。
- 3 秘密の保持については個人情報保護管理規程を定める。

附則

- 1 この園則（運営規程、重要事項）は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 2 この園則（運営規程、重要事項）の実施についての必要な事項は、園長が別に定める。

附則

- 1 この園則（運営規程、重要事項）は令和2年 4月 1日から施行する。
- 2 この園則（運営規程、重要事項）の実施についての必要な事項は園長が別に定める。

附則

- 1 この園則（運営規程、重要事項）は令和5年 4月 1日から施行する。
- 2 この園則（運営規程、重要事項）の実施についての必要な事項は園長が別に定める。

附則

- 1 この園則（運営規程、重要事項）は令和6年 4月 1日から施行する。
- 2 この園則（運営規程、重要事項）の実施についての必要な事項は園長が別に定める。